

令和4年度

国保税 ミニガイド



那霸市国保課 HP
「納税通知書の見方について」

令和4年度より下記の点が変更されました。

○国保税の上限額（限度額を引き上げ）

医療分 63万円→65万円

支援分 19万円→20万円

介護分 17万円→(増減なし)

○未就学児均等割の軽減

※詳しくは4ページ（賦課限度額）と、
10ページ（軽減判定所得）をご覧ください。

那霸市国民健康保険課

住所 那霸市泉崎1丁目1番1号

TEL:862-4262（直通）

FAX:862-4265

国保ってどんな保険？	1
国保の資格	2
知らないと損をする社保の知識	3
保険税の求め方	4
保険税の計算例	5～6
保険税(医療分・支援分・介護分)の所得割額	7～8
保険税の軽減と減免、激変緩和について	9～11
保険税を滞納すると	12
保険税の納め方	13～14
届出一覧表	裏表紙

国保ってどんな保険？

● 助け合いの保険です

加入者のみんなでお金を使い合いで、もしもの病気やケガのとき、安心して治療を受けられるようにするための保険です。

● 加入すべき人は

職場の健康保険に入っている方、後期高齢者医療制度（75歳以上及び65歳以上で一定の障がいのある方を含む）に該当されている方、生活保護を受けている方以外は、すべての人が国民健康保険に加入するよう法律で義務づけられています。

● 国民皆保険制度です

日本では、すべての人が何らかの健康保険に加入するよう義務づけられています。

職場などの健康保険を喪失した場合は、国民健康保険に強制適用となります。加入には被保険者本人による申請が必要となり、自動的に資格は異動しません。

● 都道府県と市町村が一体となって国保を運営します

平成30年4月より、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村とともに国民健康保険を運営します。

● 医療費は保険税で支えられています

医療費はみなさんの納める保険税でまかなわれています。国民健康保険の加入者は、必要に応じた医療を保険で受ける権利を有すると同時に、保険税を納める義務を負うことになります。

国保の資格

● 被保険者の資格取得・喪失は・・・

国民健康保険の資格は那覇市に転入した日、他の健康保険を喪失した日から発生します。

那覇市から転出したとき、他の健康保険に加入した時は、国民健康保険の資格は喪失となります。

● 届け出た日からではありません

国民健康保険は強制適用の為、他の健康保険などの資格を喪失した日から資格が発生します。届け出た日からではありません。

現在の医療保険制度は、国民のすべてが何らかの健康保険に加入しなければならないことになっています。これを《国民皆保険制度》といいます。

資格が空白になるようなことはなく、一つの資格を喪失するとその日から新たな資格が発生することになります。

● 届け出はご自分で…自動的に資格は異動しません

職場の健康保険に加入、喪失した場合でも、職場などから市役所への連絡はありませんので、**届け出は被保険者本人が行わなければなりません**。届け出によってはじめて資格が確認されます。

健康保険の異動があった場合は、14日以内に届け出してください。
(裏表紙参照)

なお、14日以内に書類が揃わないおそれがある等、特段の事情がある場合や疑問等がございましたら、事前にお電話等にてご相談ください。

● 保険税は資格の月数で計算されます

保険税は保険証の交付日からではなく、国民健康保険の適用開始日からの課税となります。

届け出が遅れた場合は、遅れた分までさかのぼって納めていただくことになります。

また、国民健康保険の資格を喪失した月の前月分まで納めることになります。

例) 年税額24万円の世帯が、令和4年11月5日に市外へ転出した場合

↓11月5日

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
← 那覇市の国保期間 → (7ヶ月)						← 他市の国保期間 → (5ヶ月)					

○ 那覇市で課税される額は、転出した月の前月分までですので4月から10月までの7ヶ月分となり、変更後の税額は $24\text{万円} \times 7\text{ヶ月} / 12\text{ヶ月} = 14\text{万円}$ となります。

● 擬制世帯主（擬主）とは・・・

国保では世帯主（生計維持者）が「納税義務者」となりますので、その世帯主が職場の健康保険に加入している場合や後期高齢者医療制度の該当者でも、世帯に一人でも国保加入者がいれば、その方の保険税は納税義務者である世帯主が納めなければなりません。その場合の国保に加入していない世帯主のことを擬制世帯主と言います。

この場合の保険税には、擬制世帯主の所得分は含まれません。ただし、軽減判定においては擬制世帯主の所得を含めて判定します。

知らないと損をする社保の知識

● 会社を退職するとき、健康保険は？

会社を退職したあの健康保険は、国民健康保険に加入する以外にも次の選択肢があります。

- ①職場の健康保険を任意継続する
- ②家族の職場の健康保険の扶養家族になる

①は、会社などを退職して被保険者の資格を喪失したとき、個人の希望により在職中の健康保険に引き続き加入することができる制度です。（加入していた健康保険により、加入条件や加入できる期間に違いがあります。）

〈任意継続〉では、事業所の負担していた分も本人が保険料を負担することから負担額は増えますが、前年所得で保険税を算出する国民健康保険に比べると安い場合があります。

〈任意継続〉は、退職した日の翌日から20日以内に、全国健康保険協会か職場の健康保険組合に申請することになります。

②の場合は、新たな保険料の負担はありませんが、雇用保険の失業給付を受ける場合や別に相当の収入がある場合は〈扶養家族〉認定は受けられない場合があります。

任意継続と国民健康保険のどちらが良いかは、その人の勤務当時の給与額や勤務していた期間、扶養家族の人数等によって異なりますので、退職の時点で職場及び国民健康保険課にご相談ください。

なお、国保加入の場合は職場の健康保険の資格喪失日から14日以内に手続きをしなければなりません（裏表紙参照）。

*任意継続にあたっては、1年目、2年目その都度税額を試算した上で、任意継続又は国保加入を選択してください。

保険税の求め方

国民健康保険税

①～⑨の合計額
(限度額102万円)

医療分	保険税の総額は、その年の医療費等の見込み額に応じて決まります。その医療費等のうち保険税で負担すべき額は、次の計算方法で求めます。		
①所得割額	②均等割額	③平等割額	
所得割算出基準額 × 税率（9.70%）	加入者数 × 18,200 円	一世帯につき 25,400 円	
医療分税額の、①+②+③の合計が 65 万円を超えた場合			
● 賦課限度額・・・65 万円（令和 4 年度）			

+

支援分	後期高齢者医療制度の運営を支えるため、その費用の一部を保険税で支援します。保険税で支援すべき額は、次の計算方法で求めます。		
④所得割額	⑤均等割額	⑥平等割額	
所得割算出基準額 × 税率（1.59%）	加入者数 × 3,300 円	一世帯につき 5,300 円	
支援分税額の、④+⑤+⑥の合計が 20 万円を超えた場合			
● 賦課限度額・・・20 万円（令和 4 年度）			

+

介護分	国民健康保険に加入している40歳から64歳までの介護保険制度第2号被保険者のいる世帯の介護保険料は、次の計算方法で求めます。		
⑦所得割額	⑧均等割額	⑨平等割額	
第2号被保険者に係る 算出基準額 × 税率（1.56%）	第2号被保険者数 × 7,700 円	第2号被保険者の属する 一世帯につき 4,600 円	
介護保険料の、⑦+⑧+⑨の合計が 17 万円を超えた場合			
● 賦課限度額・・・17 万円（令和 4 年度）			

※介護保険適用除外施設に入所されている方は、介護保険分が免除となる場合があります。

※年度の途中で75歳になる方は、誕生日の月より後期高齢者医療制度に加入（被保険者）となり、保険料が別途発生します。

保険税の計算例

保
険
税

医療分の計算例

支援分の計算例

介護分の計算例

計算例

自営業のお父さん（45歳）
(所得 255万円)

パートで働くお母さん（43歳）
(収入 125万5千円→所得 70万5千円)

年金受給者のおじいちゃん（72歳）
(年金収入 200万円→所得 90万円)

中学生のこども（14歳）

計

年間保険税額=①277,905円
百円未満切り捨てのため、

計算例

自営業のお父さん（45歳）
(所得 255万円)

パートで働くお母さん（43歳）
(収入 125万5千円→所得 70万5千円)

年金受給者のおじいちゃん（72歳）
(年金収入 200万円→所得 90万円)

中学生のこども（14歳）

計

年間保険税額=④45,553円
百円未満切り捨てのため、

計算例

自営業のお父さん（45歳）
(所得 255万円)

パートで働くお母さん（43歳）
(収入 125万5千円→所得 70万5千円)

年金受給者のおじいちゃん（72歳）
(年金収入 200万円→所得 90万円)

中学生のこども（14歳）

計

年間介護保険料=⑦37,362円+
百円未満切り捨てのため、

①所得割額	②均等割額	③平等割額
(255万円－43万円)×9.70%＝205,640円	18,200 円	25,400 円
(70万5千円－43万円)×9.70%＝26,675円	18,200 円	
(90万円－43万円)×9.70%＝45,590円	18,200 円	
	18,200 円	
277,905 円	72,800 円	25,400 円
+②72,800 円+③25,400 円＝376,105 円となり、年間保険税は、376,100 円となります。		

④所得割額	⑤均等割額	⑥平等割額
(255万円－43万円)×1.59%＝33,708円	3,300 円	5,300 円
(70万5千円－43万円)×1.59%＝4,372円	3,300 円	
(90万円－43万円)×1.59%＝7,473円	3,300 円	
	3,300 円	
45,553 円	13,200 円	5,300 円
+⑤13,200 円+⑥5,300 円＝64,053 円となり、年間保険税は、64,000 円となります。		

⑦所得割額	⑧均等割額	⑨平等割額
(255万円－43万円)×1.56%＝33,072円	7,700 円	4,600 円
(70万5千円－43万円)×1.56%＝4,290円	7,700 円	
介護保険料として国保税とは別に納める		
37,362 円	15,400 円	4,600 円
⑧15,400 円+⑨4,600 円＝57,362 円となり、年間介護保険料は、57,300 円となります。		

保険税(医療分・支援分・介護分)の所得割額

「所得割額」は、所得割算出基準額を基に算出しますが、所得の種類により、算出基準額の求め方は異なります。

① 納入所得者の場合

給与所得(給与収入 - 納入所得控除) - 43万円(基礎控除*) = 所得割算出基準額

② 年金収入者の場合

年金所得(年金収入 - 年金控除) - 43万円(基礎控除*) = 所得割算出基準額

<国保税の特別徴収(年金引落し)について>

那覇市では、国保税の特別徴収(年金引落し)を実施しております。特別徴収の対象となる方は、原則として以下3つの条件をすべて満たす納税義務者です。

1. 国保加入者全員が65歳～74歳である世帯の世帯主(擬制世帯主を除く)であること。
2. 特別徴収の対象となる年金支給額(年額)が18万円以上であること。
※対象となる年金の順位は決まっており、国民年金法による老齢基礎年金が第1順位となります。
3. 世帯主の国保税と介護保険料の合計額が、特別徴収の対象となる年金支給額の2分の1を超えないこと。

なお、特別徴収対象者について、国保税の納付方法を口座振替に変更することができます。

この場合、国民健康保険課 15番窓口で次の2つの手続きを行ってください。

① 特別徴収から口座振替に変更する旨の申出

窓口に備え付けの申出書に記入押印し、提出してください。

② 口座振替の手続き

「納税通知書」「預金通帳」「通帳届出印」の3点、またはキャッシュカードを持参してください。

◎ご注意いただきたいこと!!

* 特別徴収又は口座振替のどちらを選択しても、年間で納めていただく国保税額は同じです。

* 特別徴収の停止と口座振替の開始までには一定の期間がかかります。

③ 納入、年金以外の所得の場合

事業等の所得(総収入 - 必要経費) - 43万円(基礎控除*) = 所得割算出基準額

※合計所得金額が2,400万円を超える場合は、基礎控除の額が異なります。

● 控除の対象となるないもの

所得税、市県民税で認められている配偶者控除や扶養控除、障害者控除、寡婦控除、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などの控除は、国民健康保険税では認められていませんので、控除の対象とはなりません。
本人の基礎控除の43万円のみが控除されます。

● 未申告（所得申告がまだ）の世帯は？

国民健康保険税は、「所得割」「均等割」「平等割」を合計して決定します。所得申告をしていない場合には「均等割」と「平等割」の合計のみ課税し納税通知を送ります。お早めに所得申告を済ませ、決定年税額で納付を行ってください。

● 申告しない場合は？

＜軽減制度が適用されません＞

保険税の減額は、申告された所得額にもとづいて行われます。所得が低い世帯でも未申告の場合は、軽減制度が適用されません。

また、上位所得者以外の世帯の中に未申告者がいる場合、世帯の所得把握ができないため、高額療養費の負担限度額や、一部負担金割合が上位所得者扱いとなってしまいます。

＜申告が遅れると・・・＞

ある一定程度の所得があり、「所得割」課税が発生した場合は、追徴でその分を納めていただくことになります。



● 転入者への課税方法

那覇市へ転入してきた方の税額を算出する際は、前年中の所得額を前住所地の市区町村に照会します。その為に、所得額が確認できるまでの間は、暫定的に「均等割」と「平等割」の合計のみ課税し納税通知を送ります。所得額が確認できた時点で改めて税額が計算され、後日、税額変更通知を送ります。

保険税の軽減と减免

● 法定減額制度

世帯総所得が一定以下の場合は、均等割額と平等割額の合計金額から保険税を減額する制度があります。所得の少ない世帯が未申告だと所得が把握できず、軽減が受けられなくなってしましますので、毎年の所得申告をお忘れなく。

<7割軽減>

前年の世帯総所得が $(43\text{万円}+10\text{万円}\times(\text{給与所得者等}^{\ast}\text{の数}-1))$ 以下の世帯は、均等割額と平等割額から7割を軽減します。

区分	安くなる金額	
	均等割	平等割
医療分	$12,740\text{円}\times\text{加入者数}$	$17,780\text{円}$
支援分	$2,310\text{円}\times\text{加入者数}$	$3,710\text{円}$
介護分	$5,390\text{円}\times\text{第2号被保険者数}$	$3,220\text{円}$

<5割軽減>

前年の世帯総所得が $(43\text{万円}+10\text{万円}\times(\text{給与所得者等}^{\ast}\text{の数}-1)+\text{被保険者1人につき}28.5\text{万円})$ 以下の世帯は、均等割額と平等割額から5割を軽減します。

区分	安くなる金額	
	均等割	平等割
医療分	$9,100\text{円}\times\text{加入者数}$	$12,700\text{円}$
支援分	$1,650\text{円}\times\text{加入者数}$	$2,650\text{円}$
介護分	$3,850\text{円}\times\text{第2号被保険者数}$	$2,300\text{円}$

<2割軽減>

前年の世帯総所得が $(43\text{万円}+10\text{万円}\times(\text{給与所得者等}^{\ast}\text{の数}-1)+\text{被保険者1人につき}52\text{万円})$ 以下の世帯は、均等割額と平等割額から2割を軽減します。

区分	安くなる金額	
	均等割	平等割
医療分	$3,640\text{円}\times\text{加入者数}$	$5,080\text{円}$
支援分	$660\text{円}\times\text{加入者数}$	$1,060\text{円}$
介護分	$1,540\text{円}\times\text{第2号被保険者数}$	920円

※給与所得者等:1円以上の給与所得、公的年金所得またはその両方がある者

● 国保から後期高齢者医療制度へ移行することに伴う保険税

①低所得世帯への軽減人数の配慮

国保世帯の中から被保険者が後期高齢者医療制度へ移行し、世帯内の被保険者が

例) 高齢者夫婦を含む3人(うち給与所得者等2名)世帯

世帯総所得 150万円

$(43\text{万円}+10\text{万円})+(52\text{万円}\times3\text{人})=209\text{万円}$ 以下になるため
2割軽減該当

②単身世帯への世帯別平等割額への配慮

国保から後期高齢者医療制度への移行により、世帯の国保被保険者が単身となる

例) 高齢者夫婦のみの世帯
夫婦ともに国保

妻が後期高齢該当
夫が国保加入者。

夫 国保均等割	妻 国保均等割
国保平等割	

夫 国保均等割	妻 後期高齢者医療制度
国保平等割	

5年間経過後



1/2の軽減措置(5年間)

● 軽減判定所得

軽減を判定する場合の所得と保険税を算出する場合の所得は、下記の点において異なります。

- ① 保険税算出時には所得から控除するが、軽減判定時は控除しないもの
『譲渡所得に係る特別控除』
(公共機関の土地収用による補償金に対する控除等)
『事業専従者控除』
(営業所得があり、専従者への給与支払分に対する控除)
- ② 保険税算出時は所得から控除しないが、軽減判定時には控除するもの
『公的年金特別控除』(65歳以上の年金所得者のみ)
(年金所得に対する最高15万円の控除)

● 未就学児均等割の軽減

令和4年度から、小学校入学年度前までの子どもの均等割額(7割・5割・2割軽減対象世帯は軽減後の額)が5割軽減されます。

● 非自発的失業軽減

リストラ等で職を失った方を対象に、国民健康保険税が軽減されます。

【軽減内容】

失業時から、翌年度末までの間、前年の給与所得を30/100として算定します。

【対象者】

- 離職時点で65歳未満である方
- 雇用保険の特定受給資格者(倒産、解雇等の事業主都合により退職した方 離職理由コード……11、12、21、22、31、32)又は、雇用保険の特定理由離職者(雇用期間の満了等により離職した方 離職理由コード……23、33、34)

※上記該当者の確認、及び軽減申請には、雇用保険受給資格者証の提示が必要です。離職票では代用できません。

※「特例受給資格者証」又は「高年齢受給資格者証」の方は対象となりません。

の激変緩和措置について

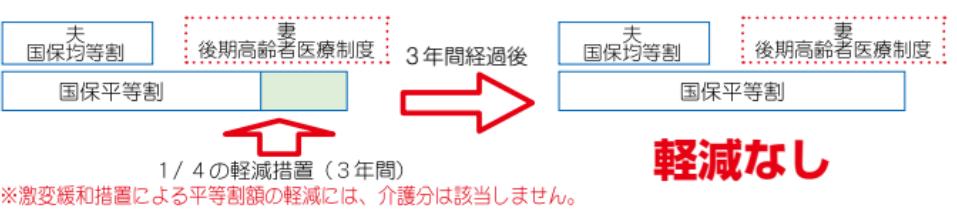
減少しても移行前と同様の軽減措置を受けることが出来ます。

【移行前】
(3名ともに国保)
被保険者3名で計算



【移行後】
(夫が後期高齢該当、2名は国保)
被保険者2名だが
被保険者3名とみなして計算する
措置を講じます。

場合は、平等割(世帯割額)で賦課される保険税を軽減します。



● 申請による減額または免除

失業、災害、病気、障がいなどの事情により、保険税を納めることが困難な時は、保険税の減額または免除を受けられる場合があります。ただし、減免申請には、受付期限がありますので、詳しくは、保険税グループまでご相談ください。

〈所得が減少した場合〉

失業などの理由により前年に比べ所得が大幅に減少した世帯で、前年の世帯総所得が 600 万円以下の場合は、一定の条件を満たすことにより所得金額と減少の程度に応じて、保険税の所得割額から 30%～100% を減額します。(但し、担税力調査により減額できない場合があります。)

〈災害を受けた場合〉

損害額が資産の3割以上で、前年の世帯総所得が1,000万円以下の場合は、所得額と被災の程度により、保険税額の8分の1～全額を免除します。

〈給付制限を受けた場合〉

刑事施設等に収容され、給付を受けられない期間があった場合は、その期間についての保険税を免除します。

〈生活保護の適用を受けた場合〉

適用を受けた日以降に来る納期の分の保険税を免除します。

〈債務返済のために居住用財産を譲渡した場合〉

返済額に対応する所得割額を減額します。

〈破産が決定した場合〉

破産が決定した者についての所得割額を減額します。

〈後期高齢者医療制度の創設に伴う保険税の激変緩和措置について〉

被用者保険（社保等）からの移行世帯への配慮

被用者保険の被保険者本人が、後期高齢者医療制度へ移行することにより、扶養されていた 65 歳以上の方が国保加入した場合、これまで保険税が賦課されていなかった状況を考慮し、以下の激変緩和措置が受けられます。

①被用者保険から国保へ移行した 65 歳以上の方の所得割額は、所得の有無に関わらず賦課しません。

②被用者保険から国保へ移行した 65 歳以上の方は、均等割額が半額になります。

③世帯員の全員が 65 歳以上で被用者保険から国保へ移行した世帯は、世帯割（平等割額）が半額になります。

※但し、②、③については、2019年以降、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までに限り実施。又、7割・5割軽減に該当する場合を除きます。

保険税を滞納すると

1 督促状の送付

各納期限までに保険税が納付されていない場合、督促状を送付します。その後も納付がないと、電話・文書による催告を行います。

また、市が委託した「国民健康保険お知らせセンター」から電話（098-951-3701）やSMS（ショートメッセージサービス）によるお知らせも行っています。

2 滞納処分（差押）

督促状の送付や電話・文書による催告を行ってもなお、納付やご相談がない場合は、法律に基づいて滞納処分（差押）を行います。

○主な差押の対象：預貯金、給与、年金、生命保険

令和元年度：721件 令和2年度：503件

3 「短期被保険者証」の交付

保険税の滞納があると、有効期限の短い「短期被保険者証」が交付されます。窓口での定期的な納付相談により、保険証の有効期限を更新します。

4 「被保険者資格証明書」の交付

特別な事情がなく、長期滞納が続くと保険証の代わりに「被保険者資格証明書」を交付します。この場合、医療費は全額自己負担となり申請により払い戻しが受けられますが、滞納保険税に充当されます。

また、保険給付（療養費、高額療養費、出産一時金、葬祭費など）が差し止められ、滞納保険税に充当されます

令和4年4月時点：241世帯

☞ どうしても納付が困難なときは

保険税の納付が難しいときは、納付相談により分割納付などができる場合がありますので、お早めにご相談ください。



保険税の納め方

口座振替を利用する方は

毎月保険税の納付のために、足を運ぶ手間がはぶけます。
各納期での納め忘れがなくなります。

- 振替日は各納期の納期限日です。
- 国民健康保険課 15 番窓口では、キャッシュカードのみで口座振替登録が可能です。
- ※対象金融機関や手続き方法については、当課までお問合せ下さい。
- 各金融機関で口座振替申込の場合は、預金通帳と通帳届出印、納税通知書を市内金融機関へ持参してください。
- ※後期高齢者医療制度に移行した場合は、再度金融機関（または国民健康保険課 12 番窓口）にて申込が必要になります。

納税通知書(納付書)でお支払いされる方は

月々の納期限に遅れないように最寄りの金融機関、コンビニエンスストア等で納めてください。

県外へ転出された方で、ゆうちょ銀行、郵便局での納付を希望される場合は、郵便局専用の納付書を発行しますので、お申し出ください。

国保税はコンビニエンスストアでも納めることができます。

従来の金融機関に加えて、コンビニエンスストアで国保税の納付が出来るようになりました。さらに令和 2 年 4 月からは、スマートフォン等の「LINE Pay」や「PayPay」の「請求書支払」で、納付できるようになりました。

※登録方法や支払手順、決済履歴などについては、「LINE Pay」や「PayPay」の公式サイトをご確認ください。ダウンロードやご利用時にかかる通信料は利用者負担となります。

コンビニエンスストアをご利用の際は以下の点にご注意ください！

- 期別（1～10）・納期限（使用期限）をよく確認し、納める分の納付書だけをレジへお出しください。
- 現金のみでの納付となります。
- 領収証書は納付を証明する大切な書類です。受け取ってください。

スマートフォンアプリを利用する際は以下の点にご注意ください！

- 納付手続き完了後は、取消しができません。期別や金額など内容を十分にご確認の上、手続を行ってください。
- スマートフォンアプリで納付に利用した納付書を再度使用し、アプリで納付したり、金融機関やコンビニエンスストア等窓口で納付しないようにご注意ください。
- スマートフォンアプリで納付した場合、領収書が発行されません。アプリの決済履歴や取引履歴等でご確認ください。
領収書が必要な場合は、納付書裏面の金融機関窓口やコンビニエンスストアにて納付してください。

- コンビニエンスストアや市役所、銀行の窓口において、スマートフォンアプリを利用したお支払いはできません。
- 納付に関する証明書を取得される場合は、収納反映におよそ2週間程度の時間がかかるため、領収書が必要な場合があります。そのため、お急ぎの場合は納付書裏面の金融機関窓口やコンビニエンスストア等で納付し、領収書を持参してください。また、アプリ決済後の支払い履歴等の画面提示による証明書の発行はできません。

コンビニエンスストアやスマートフォンアプリで納めることのできない納付書があります！

- 各期別（1枚あたり）の税額が30万円を超えている納付書
- バーコードが印字されていない納付書
- バーコードが印字されているが、汚れや破損などでバーコードの読み取りができない納付書
- 納付書の「使用期限（納期限）」を過ぎている納付書
- 金額が訂正された納付書

納付できる金融機関

- ・琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・コザ信用金庫
- ・みずほ銀行・沖縄県労働金庫・沖縄県農業協同組合・鹿児島銀行
- ・沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局（県外の場合は専用納付書にて）

コンビニエンスストア（全国の各店舗）

- ・ファミリーマート・ローソン・ローソンストア100
- ・セブン・イレブン・デイリーヤマザキ
- ・ヤマザキデイリーストアー
- ・ニューヤマザキデイリーストア・ミニストップ
- ・ヤマザキスペシャルパートナーショップ・ポプラ
- ・生活彩家・くらしハウス・スリーエイト・セイコーマート
- ・ハマナスクラブ・ダイエー・ハセガワストア
- ・MMK設置店

納付できるスマートフォンアプリ

- ・LINEPayおよびPayPayの請求書払い

納付の相談

特別な事情などにより納期内に納付することが困難な方は、国民健康保険課までお早めに相談にいらしてください。

税務相談



こんなときは国保へ届け出を！

～必ず14日以内に届け出しましょう～

※届出人の本人確認できる証明書を提示ください（身分証明書）
代理申請の場合は委任状も必要です。

こんなとき		届け出に必要なもの	が届け出には本人確認書類（免許証、パスポート等）とマイナンバーがわかるもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書	
	職場の健康保険をやめたとき (被扶養者からはずれたとき)	職場の健康保険をやめた証明書※	
	子どもが生まれたとき	親子健康手帳	
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書	
	外国籍の人が加入するときは、上記必要なものと在留カード ※各支所では受付できません。		
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき	保険証	
	職場の健康保険に加入したとき	保険証（加入者全員分） 職場の健康保険に加入した証明書※または職場の保険証	
	国保の被保険者が死亡したとき	死亡を証明するもの、 保険証	
	生活保護を受け始めたとき	保護開始決定通知書、 保険証	
	外国籍の人がやめるときは、上記必要なものと在留カード ※各支所では受付できません。		
その他	那覇市内で住所が変わったとき	保険証（加入者全員分） 	
	世帯主や氏名が変わったとき		
	世帯が分かれたり、一緒になつたりしたとき		
	修学のため、別に住所を定めるとき	在学証明書等、保険証	
	治療などで他の市区町村の施設へ入所するとき※国民健康保険課のみ受付	入所証明書、保険証	
	保険証をなくした（あるいは汚れて使えなくなった）ため再交付を受けるとき	身分を証明するもの（汚れて使えなくなった保険証・遺失物受理票など）	

届出先…国民健康保険課、ハイサイ市民課窓口、または各支所

※ 職場の健康保険証明書の様式 - 社会保険取得・喪失証明書ダウンロード方法
下記のとおりインターネットブラウザの検索欄に文字を入力。

那覇市役所 社会保険取得喪失証明書

検索